

市民の技術としての弁論術

—— アリストテレス『弁論術』研究序説 ——

野 津 悌

序 不遇な著作

ある哲学的著作がその独自の価値を認められずにいる場合にその著作を「不遇である」と呼びうるならば、アリストテレスの『弁論術』（以下Rh.と略）は彼の著作のうち最も不遇な著作の一つであろう。それが古典修辞学¹⁾を論ずる際の一つの権威的存在であり続けたことは疑いないにしても、その持つ哲学的意義について論じられることは甚だ少なかったからである²⁾。Rh.の哲学的意義についてのこのような無関心の背景として、近代哲学における弁論術一般に対する軽視³⁾といったことを指摘することも勿

1) この場合、古典弁論術と言わずに古典修辞学という言葉を使うことには理由がある。アリストテレス以降のrhetoricaは本来、説得の技術としての論理学と表現文彩の技術としての修辞学との両方を含むものであった。ところが中世においてrhetoricaが三自由学科の一つになると同時にその論理学的側面をdialecticaという別の学科に奪われるに至って、rhetoricaは専ら表現のための技術とみなされることになる。このような狭い意味でのrhetoricaはもはや弁論術という言葉ではなく修辞学という言葉で訳するのが適当であろう。ここで古典修辞学というのは無論そのような狭い意味でのrhetoricaである。尚、アリストテレス以来の弁論術が修辞学へと姿を変えるプロセス、現代における修辞学全般に対する軽視、その反動としての修辞学復興の動きに関しては、浅野（1996）pp.193-198に簡潔な解説がある。

2) もっともここ数年の間にRh.の持つ哲学的意義に焦点を当てた研究書が矢継早に出版されている。筆者が多少なりとも参考にすることができたごく少数の例だけでも、Wörner（1990）、Furley and Nehamas（1944）、Garver（1994）、Rorty（1996）等がある。

3) この近代哲学史における弁論術軽視の理由を、Furley and Nehamas（1944）introduction, xiは、「形式と内容」「表現と思考」という弁論術成立のための本質的な区別を19世紀初頭に支配的であったロマン主義が根本的に否定したことに求めようとしている。

論できるだろう。しかしRh.の有する独自の哲学的意義を隠蔽してきた最大の理由はむしろ古典古代以来のプラトンの圧倒的影響力のうちに求めるべきではないだろうか。というのは、『ゴルギアス』(以下Gorg.)において定式化され批判されている弁論術(以下Gorgias' Rhetoricという意味でGRと略す⁴⁾)並びに『パイドロス』(以下Phaedr.)においてプラトンが提唱している哲学的弁論術(以下Platon's Rhetoricという意味でPRと略す)が余りに印象的であるばかりに、Rh.で提唱されている弁論術(以下Aristotle's Rhetoricという意味でARと略す)の独自の姿がそれらの陰に隠されてしまうことがしばしばであったように思うからである。事実、ARはある時には不当な仕方でGRと同等視されるかと思えば⁵⁾、またある時にはPRの後継者という名での評価に甘んじてきたのである⁶⁾。

本稿においては、ARを特徴づける幾つかの論点についての考察を通じて、ARがGRとの見かけ上の類似にも関わらずGorg.での弁論術批判の対象にはなりえないこと、ARがある意味ではPRの後継者でありながらも両者の間には根本的な差異があること、を示してみたい。そのことでARの持つ独自性が明らかになり、Rh.を哲学的に解釈する際の一つの方向を示すことができると考えるからである。

4) もっともGRはソクラテスによる吟味によってゴルギアスが認めざるを得なくなった立場であって、弁論術に関する歴史上のゴルギアスの立場という意味ではない。プラトン自身その点は快く認めるはずである。実際プラトンはソクラテスに「しかし僕としてはゴルギアスさんの扱ってられる弁論術が、僕の言おうとしているそれにあたるかどうかは知らないのだよ(Gorg.463a, cf. Gorg.461c)」と語らせているからである。本稿で問題にしたいのは、Gorg.においてプラトンが弁論術を如何なるものとして捉えた上で批判を加えているのかという点であって、歴史上のゴルギアスの弁論術を問題にしているわけではない。

5) 例えばRoss (1945) pp.275-276は、Rh.が人間の心の弱さにつけ込む悪知恵によって作られた“a curious jumble of literary criticism with second-rate logic, ethics, politics, and jurisprudence”であるという印象を否定しない。彼によるとRh.はアリストテレスの独創的思索の所産としての理論的著作ではなく、当時のギリシア人の関心の的であった弁論の技術を体系化した純粋なマニュアルであるというのである。これはARを不当な仕方でGRに近づけ、ARの独自性を否定する見解の典型と言える。

6) 例えば、Jaeger (1986) pp.185-186は、プラトンがPhaedr.で示した見解を、論理学と心理学の研究という哲学的基礎を抜きにしては弁論家は本当の意味で説得力を持つことはできない、という形で要約し、このような哲学的基礎に基づく哲学的弁論術の可能性の探求者としてアリストテレスを位置付けている。しかしPRとARの関係を師弟関係という単純な図式に基づいて解釈することは全くの間違ひとは言えないまでも、それがARの独自性を隠蔽する要因となってきたという事は否定できないだろう。

1 プラトンの弁論術批判

ARについて論じる前に、GRの性格並びにそれに対してプラトンが与えた批判の要点をGorg.449a-461bにおけるソクラテスとゴルギアスとの対話を分析することで明らかにしてみたい。問題の対話はソクラテスがゴルギアスに対して「(イ)君が知っている技術は何であり、従って(ロ)君を何と呼ぶのが適切であるのか (Gorg.449a3-4)」と問うところから始まる。この場合重要なのは(イ)(ロ)の問いが二つではなく一つであること、換言すれば、技術の「何」とその技術を知る人の「何者」は同時に答えられる必要があるとみなされている点である。例えば「自分の技術は機織りである」と答える人は同時に「自分は機織り職人である」と答える必要がある。また「自分の技術は音楽である」と答える人は同時に「自分は音楽家である」と答えねばならない。このことはあらゆる専門的な技術について言えることである。要するに、ここでのソクラテスの問いのうちには「ゴルギアスの有する技術は何らかの専門的技術である」という暗黙の前提が存在しているわけである。また、この問いに対して「自分の技術は弁論術であり、従って自分は弁論家である (cf. Gor.449a5-7)」という解答を与えたゴルギアスの側でも（少なくともこの解答を与えた限りで）その暗黙の前提を共有しており、自分を専門家の一人であることを認めていることになる。

さて、「ゴルギアスは弁論家という名の専門家である」という点を共通の理解として確認したソクラテスは次に「弁論術というのは存在するもののうちの何に関する技術なのですか。 (cf. Gorg.449D1-2)」と問う。「機織り」が「着物の制作」という固有の対象を持つように、あらゆる専門的技術はその固有な対象を持つはずだからである。ゴルギアスも自分がある種の専門家であることを認めた以上、この問いに答えねばならない。この問いに対するゴルギアスの解答は、ソクラテスによる幾つかの吟味を経て、さしあたり次のような仕方で与えられる。彼によると弁論術に固有の対象はある種の「説得 (*πειθω*)」を作り出すことであるというのである。

ゴルギアス：私の言うのはこのような説得なのだ。ソクラテスよ。つまり法廷やその他の集会においてなされるような説得であり、今し方述べ

たように正しいことや不正なことについての説得なのだ (Gorg.454B5-7).

ソクラテスの吟味は更に続く。次いで彼は、説得には(イ)知識を伴わない (*ἀνευ τοῦ εἰδέναι*) 「信 (*πίστις*)」をもたらす説得と(ロ)「知識 (*ἐπιστήμη*)」をもたらす説得があることを認めさせ、ゴルギアスの言う説得はどちらに当たるのかを問う。さすがのゴルギアスも法廷その他の集会に集う多くの人に対して短時間のうちに「何が正であり何が不正であるのか」といった重大事に関する知識を与えることが出来ると考えてはいない。これに対するゴルギアスの解答は当然(イ)となる。ここでゴルギアスは弁論家の説得によって聴衆が「何が正であり何が不正であるのか」を知るようになるわけではなく、それを信じるようになるに過ぎないことを認めたわけである。

ところで吟味を受ける前のゴルギアスは、弁論家が聴衆に与えるものが信であるに過ぎないにしても少なくとも弁論家自身は正不正についての知識を有しているかのように語っている。ソクラテスの吟味の矛先が次に向かうのはその点である。ソクラテスは先ず「正しいことを学んだ人は正しい人となるのではないか (Gorg.460b6-7)」「正しい人は正しいことを行うのではないか (Gorg.460b8)」と問う。ゴルギアスは同意する。これらの前提と「弁論家は正不正についての知識を持っている」という暗黙の前提から、「弁論家は正しい人であり、正しいことを行う人である」ということが帰結する。それゆえ「弁論家は決して不正をなすことを望まないのではないか (Gorg.460c5-6)」というソクラテスの問いに対しても、ゴルギアスは当然同意することになる。ところがここで矛盾が生じる。何故ならゴルギアスは既に別のところで弁論家が弁論術を不正に使用することがあることを認めていたからである (cf. Gorg.456d-457c)。矛盾に直面したゴルギアスは「弁論家自身は正不正についての知識を持っている」という前提か「弁論家が弁論術を不正に使用することがある」という前提のいずれかを取り消さねばならない。ところがこの二者択一への解答はゴルギアスの口を通しては与えられない。両者の対話はここで突然中断されてしまうからである。しかしこれに対してはソクラテスが解答を与えてくれる。彼は問題の対話に続くポロスとの対話の中で弁論術を医術に対する料理法に喩え (cf. Gorg.465d7-e1)、弁論術を「自分の提供するものが本来どんな性

質のものであるかについて何の理論も持たないもの (cf. Gorg.465a3-5)」とみなし、それが知識に至る方法を欠くものとみなしているからである。従ってGRは「弁論家は聴衆に信を与えることしかできないのみならず、弁論家自身もまた正不正についての知識を持ってはいない」と考える立場であることになる。

さてこれまでの考察を前提にすると、GRを以下の4つの項目によって特徴づけることができる。

GR1：弁論家という一種の専門家の有する技術である。

GR2：法廷その他の集会において事柄の正不正について説得する技術である。

GR3：聴衆に知識ではなく信を与えるような技術である。

GR4：それを習得しても知識を得ることができないような技術である。ところでGRに対するプラトンの批判は、ゴルギアスとソクラテスの対話に続くソクラテスとポロスとの対話 (cf. Gorg.461b-467c) を手がかりにすると、次のような二つの観点から提出されているものと考えることができる。これらはいずれも上記のGR3、GR4に関連する批判である。

第一の批判はGRにおける「知識に至る方法の欠如」という観点からの批判である。前述のように、GRは医術に対する料理法に喩えられるものであり、知識へ至る方法を欠いたものとみなされている。医術と料理法は共に身体に関わるものであるが、医術が身体の善を実現するための知識へ至る方法を所有しているのに対して、料理法はその方法を欠いている。これとちょうど同じように司法術と弁論術とは共に魂に関わるものであるが、弁論術の方は魂の善を実現するための知識へ至る方法を欠いているというのである。このような方法の欠如ゆえに料理法と弁論術は技術ではなく、「経験 (ἐμπειρία)」であると言われる (cf. Gorg.465a2-3)。ここで言う経験とは、適切な方法も持たずに他の技術の領域に忍び込んでいるものを表わす否定的な言葉であることに注意したい。このような批判を、GRに対する方法論的批判と呼ぶことにしよう。

第二の批判は弁論術における知識の欠如が聴衆並びに弁論家に与える影響という観点に立った批判である。GRが知識に至る方法を欠いているということは、GRが説得力を欠いているということを意味しない。ゴルギ

アスが「どんな事柄について論じるのであろうと、大衆の前でなら、弁論の心得のあるものが、他のどんな専門家に比べても、説得力において劣るということはない (Gorg.456c4-6)」と豪語している通りである。しかしながら、このような仕方での説得をプラトンは「迎合 (κολακεία)」に他ならないとして批判する。そのような説得は「最善ということにはまるっきり考慮を払わずに、そのときどきの一番快いことを餌にして、無知な人々を釣り、これをすっかり欺きながら、自分こそ一番値うちのあるものだと思わせる (Gorg.464d1-3)」ことに他ならないからである。さてGRに基づいて語る弁論家が無知な聴衆の快樂につけ込むという仕方では聴衆のためにならないことを説得するのだとすると、聴衆はある種の不正を受けることになり、GRは聴衆の人生にとって明らかに有害なものであることになる。また、GRがそのような仕方では聴衆に不正を与えるものであるということは、それを行使する弁論家自身にとってもGRが有害であることを意味する。何故ならGorg.481b-522eにおいて明らかにされるように、ソクラテスによれば「不正を与えること」は「不正を受ける」こと以上にその当人にとって悪しきことだと考えられているからである。従ってプラトンによるとGRは聴衆のみならず弁論家自身にとっても有害なものであることになる。このような批判を、GRに対する倫理的批判と呼ぶことにする。

しかしながらこれら二つの批判はいずれもARには当てはまらないものとする。GRの諸特徴のうちプラトンの批判の対象となっているGR3とGR4は確かにARにも見出しうる要素である。しかし、ARはGR1の点においてGRとは根本的に性格を異にするものであり、それに応じてARにおけるGR3、GR4の意味するところも大きく異なるからである。

2 市民の技術としての弁論術

弁論術が一種の専門的技術であり、従ってそれが専門家にのみ許される技術であること、このことがGorg.でのソクラテスとゴルギアスとの対話における前提であった。専門家というのは、言うまでもなく、ある特定の対象に関しては他の誰よりも正確な知識を有する者である。それゆえ弁論家が一種の専門家である以上、彼は特定の対象を持ち、その対象に関して

は他の誰よりも正確な知識を持っていなければならない。ところがGRによると、弁論家は特定の対象も持たなければ、正確な知識も持っていない。何故ならGRによれば、弁論家は本来司法家が扱うべき対象に、不当な仕方に関わっている似非専門家に他ならないからである。GRに対するプラトンの批判はこのように要約できる。そうだとするとその批判は、GRを専門的技術の一種だと仮定した上でGRから専門的技術であるための必要条件を剝奪する、という戦略に基づくものだと言えよう。

しかしARに対してはこのような戦略は通用しない。ここでは弁論家は専門家ではなく、同時に弁論術は専門的技術ではないからである。Rh.冒頭の箇所は以下のような言葉で始められる。

弁論術と弁証術とは相応ずる関係にある。というのは両方とも、ある仕方で全ての人々が共通に知ることができ、特定の専門的知識によって知られるのではないような対象に関わるものだからである。それゆえ、全ての人がある仕方でその両方に関わりを持っている。(Rh.1354a1-4)

ARの担い手のごく少数の専門家ではなく全ての人であること、ARの扱う対象はもろもろの専門的技術によって知られるような対象ではないこと⁷⁾、がここではっきりと宣言される。つまり、ARに固有な対象は弁論家⁸⁾をして何らかの専門家に仕立てあげるようなものではなく、あらゆる人がそれに関わるような対象でなければならないわけである。ではそれはどのようなものなのか。

AR並びに弁証術の対象は「我々が論点(topoi)と呼ぶもの(Rh.1358a11-12)」しかも「正しいこと、自然的なこと、政治的なこと、その他多くの種を異にする多くの事柄に共通の論点 (Rh.1358a12-14)」である⁹⁾。この

7) 弁論術の扱う対象はもろもろの専門的技術によって知られるような対象ではないことに関しては他にRh.1355b8, 1355b25-34を参照。

8) この場合ρήτωρに「弁論家」という訳を当てるのは少々ためられる。というのは弁論家という言葉は専門的技術に長けた人を連想させるからである。しかし他に適当な訳語が見い出し難いのでさしあたり「弁論家」と訳しておくことにする。

9) 共通の論点に関してはRh. 2巻19章で比較的詳しく論じられる。そこで論じられている共通の論点は、「可能と不可能」「過去にあったかなかったか」「将来起こるか起こらない

ような共通の論点に対して区別されるのが、それぞれの専門領域に固有な「固有の論点 (cf. Rh.1358a17-21)」である。さて、固有の論点が専門的な領域に固有のものである以上、それをよりよく知りうる人はその領域の専門家である。しかし共通の論点に関してはそうではない。それは何らかの専門家という資格のもとで把握される対象ではなく、あらゆる人が同等の資格で把握することができる対象なのである。

もっともアリストテレスは、弁証術における推論が共通の論点から導かれることが多いのに比べれば、弁論術における推論が固有の論点の助けを借りて導かれることが比較的多いということを認めている (cf. Rh.1358a 26-28)。このことの原因は、弁証術がその行使に関して「場」による制約を何ら受けないのに対してARには歴然とした「場」の制約が存在することのうちに見るべきであろう。ARが行使されるのは「法廷」「議会」「演説」という三つの公共の「場」に限られる。それゆえARは共通の論点のみならずそれぞれの「場」に固有の論点を合わせ用いる必要があるのである。

もっともこのことからARを何らかの専門的知識に近いものと考えべきではない。ARにおける固有の論点はあくまでも公共の「場」における固有の論点であって、何らかの専門的知識における固有の論点とは別のものである¹⁰⁾。公共の「場」における固有の論点というのは如何なる専門的知識に基づいて知られる論点でもなく、寧ろそれは一般市民にとっての常識に属することと考えるべきである。言い換えればARにおける固有の論点は、ある専門的知識を習得したからといってよりよく把握出来るものではなく、前述の3つの「公共の場」に参加する資格を有する市民であれば誰もが把握しうる性質のものなのである。従って、ARにおいて固有の論点が必要とされているからといって、ARの担い手が何らかの専門家に限定されているわけではない。そのことでARの担い手が限定されてい

か「大と小」といった事柄に関する諸々の論点である。ここで重要なのはこれらが如何なる専門的知識をも前提とせず知られるものであるということである。

10) この点については議会弁論に固有の論点の列挙がなされるRh. 1 卷5-8章、演説的弁論のそれが列挙されるRh. 1 卷9章、法廷弁論におけるそれが列挙されているRh. 1 卷10-14章を参照すれば明らかである。そこで列挙されている論点は特定の専門家に固有の知識ではなく、市民の常識レベルの知識だからである。

るのだとしたら、それは市民に限定されているのである。

以上のことから、ARが「ある仕方で全ての人が共通に知ることができ、特定の専門的知識によって知られるのではないような対象に関わるものである」と言われていることの意味が明らかである。そこで言われる「対象」というのは、共通の論点と、3つの公共の「場」に固有の論点である。そしてそれらを知ることのできる「全ての人」というのは共通の論点に加えて3つの公共の「場」に固有の論点を知りうる人のことである。そのような人を市民と呼ぶのが適当である以上、ARの担い手は「全ての市民」であるということになり、ARは市民の技術と呼ぶべきものであることになる。

ところでGRに対する方法論的批判は、GRが固有の対象を持たないことから、GRが知識に至る方法を持ちえないことを結論づけるものであった。しかしながらこれまで述べたことから少なくともARがそれ固有の対象を有することは明らかになった。ARには「共通の論点」及び「3つの公共の場における固有の論点」というそれ固有の対象が存在するからである。もっとも「3つの公共の場における固有の論点」は市民にとっての常識に属するものである。常識は必ずしも真であるとは限らない。ARが必ずしも真ではない論点から出発する以上、ARが知識に至る方法を持つことは不可能なのではないか、という批判は妨げられない。次にこの点について考察することにしよう。

3 弁論術における真理と方法

確かにARによる説得はあくまでも信 (*πίστις*) をもたらす説得であり (cf. Rh.1355a4), 知識 (*ἐπιστήμη*) をもたらす説得ではない。ただしここでの信という言葉には、Gorg.において「信は偽でもありうる (cf. Gorg.454d5-6)」と言われる場合のような否定的ニュアンスはない。プラトンが信を否定的に語ることの背景には、GRがそれに固有の対象をもたず別の技術の対象に不完全な仕方で関わっている、という前提があった。しかしこの前提はARには存在しない。前述の通りARによれば弁論術はそれ固有の対象を有する。そして弁論術が厳密な知識に到達しえないとしても、それはARの不完全さに起因するのではなく、寧ろARが行使され

る「場」そのものの不完全さ¹¹⁾に起因しているからである。従って3つの公共の場における固有の論点から導かれた信が厳密な意味での知識に至らないとしても、それはARの責任ではないのである。実際アリストテレスは、ARによっては厳密な知識に到達できないということを理由にして、ARを否定的に扱うことはしない。彼は寧ろ信という心の働きをより肯定的に捉えようとしている。彼は、真理であると信じることを真理そのものの把握と同様に肯定的に評価するのである。

なぜなら、真理を見るのも、それに似ているものを見るのも精神の同じ能力によるのであるし、同時にまた、人間は生まれつき真理を目指す素質を十分に備えており、殆どの場合、実際に真理を手に入れているのであって、従って、一般に真理であると思われていることにうまく行き当たったのも真理をうまく射あてることも精神の同じ様な状態であると言えるからである。(Rh. 1355a14-18)

このような言葉は我々にとって余りにも楽観的なものであると思われるかもしれない。しかしここでの信がある種の限定を受けている点を見逃してはならない。例えばそれはGorg.において言われているような (cf. Gor.464d2), 誰かを欺くことによって信じさせる場合の信ではない。ARにおける信は正しい方法によって導かれた信でなければならないからである。このARにおける方法は論拠と論証によって構成されていると考えることができる。論拠というのは、共通の論点、3種の公的「場」に固有の論点、「証人」「拷問による自供」「契約書」等といった外的証拠 (cf. Rh.1355b35-1356a1, 1375b22-1377b11), という三つに下位区分することができる。またこれに対して論証というのは、弁証術における推論に当たる

11) ARが行使される公共の「場」は実践に関わる領域であり、厳密な知識の成立する場ではない。このような場においてはその場にふさわしい仕方でも知識を求めなければならない。アリストテレスは『ニコマコス倫理学』1094b11-27において、あらゆる種類の言論において常に同様の厳密さを求めるべきではないと述べ、事柄の性質の許す程度の厳密さをそれぞれの領域において求めることが教養あるものにふさわしい態度であると説いている。彼によると「数学者にもっともらしいことを語るのを許すことと弁論家に厳密な論証を求めることは同じくらい誤った態度」なのである。

説得推論と弁証術における帰納に当たる例証から成り立っている (cf. Rh.1356a35-b10)。ところでこの場合、ARによって何らかの信が導かれる場合の論拠と推論がいずれも正当なものであることに注目したい。ここで言う外的証拠が（捏造されたものでない限り）正当な論拠であることには異論はないであろう。では共通の論点並びに固有の論点についてはどうか。共通の論点があらゆる人に把握可能であること、現実の弁論の「場」においては市民の常識以上に正当な論点は存在しないことは既に確認した通りである。従ってこれらの論拠の正当性は認めざるを得ない。では推論に関してはどうだろう。Rh.が見せかけの説得推論 (cf. Rh.1400b34-1402a29) の研究を含むことから、ARは欺くことによって誰かに何かを信じさせる方法でもありうるのではないか、という異論を唱える人もいるかもしれない。しかしARにおける見せかけの説得推論の研究はあくまでも不当な説得を見抜くための理論であり (cf. Rh.1355a29-33) 聴衆を騙すための理論ではない。ARの方法が提唱しているのは正しい推論による説得だけなのである。

さて、ARによって生じる信は正しい論拠と正しい推論によって生じるものである。従って、その場合の信を真理そのものの把握と同様に肯定的に評価することはそれほど不当な要求ではない。少なくとも3つの公的「場」においてはそれ以外に真理に近づくための正当な方法など存在しないからである。

以上の考察を前提とすれば、GRに対してなされた方法論的批判がもはやARには通用しないことは明らかである。何故ならARはそれ固有の対象を有するのみならず、少なくともその行使される領域においては、可能な限り真理に近づくための正当な方法を手に行っているからである。

4 弁論術における倫理性

ではARはプラトンの倫理的批判に耐えうるであろうか。GRがプラトンの倫理的批判を免れないのは、GRによる限り、二つの事態が生じるからであった。第一に、弁論家が聴衆に対して不正をなすこと、第二に、聴衆に対して不正をなすという行為によって弁論家自身が自分に対しても不

正をなすことになること、がそれである。ところで、GRによってこのような二つの事態が生じる原因は、プラトンの指摘する通り、GRを行使する弁論家のなす行為が迎合的な性格である事のうちに求められるように思える。それは何故か。先ず、この場合の迎合的な行為が如何なるものであるかを規定してみよう。

迎合的行為とは、弁論家自身が本当に善いと思っ**て**はいない事柄を善いと偽って聴衆に勧めるような行為の事である。

もし迎合的行為をこのように規定できれば、それが何故上述の二つの事態を引き起こすことになるのか、は明らかである。というのは、弁論家自身が本当に善いと思っ**て**はいない事柄を善いと偽って聴衆に勧めるということは、聴衆が善からぬ事をなすことになる**と**知りながらそれを勧めていることになるからである。この場合彼が聴衆に不正を与えていることは明らかである。そして同時に、不正をなすという自分の行為そのものによって彼は自分自身にも不正を与えていることになるわけである。

しかし、ARに基づく限り、弁論家のなす行為はそのような迎合的な性格のものではない。その場合には、弁論家が自分自身本当に善いと思っ**て**はいない事柄を聴衆に説得する**という**ことはありえないからである。ある任意の価値判断をPとすると、ARに基づく限り、「弁論家は常に自らPを信じた上でPを聴衆に信じさせる」というテーゼが成り立つからである。何故なら、ARという方法は聴衆を信じさせるための方法であるのみならず、弁論家自身が何事かを信じるようになるための方法でもあるからである。つまり、ARに基づく限り、弁論家は先ず自らPを信じ、しかる後に聴衆にもPを信じさせることになるわけである。

では、ARは弁論家自身が信へと至るための方法でもある、というのはどういうことなのだろうか。ARの働きの一つとして「相反することを説得することができる」(cf. Rh.1355a29-30) ということがある。この働きこそ弁論家自身が信へと至ることを可能にするものである**と言**えば、意外に思われるかもしれない。何故なら、相反する結論を両方説得する人がいたとしたら、まさにその人こそ自分が信じていないことを他人に説得する

人であるはずだからである。しかしアリストテレスは実際に相反することを説得することを勧めているわけではない (cf. Rh.1355a30-31)。彼の狙いはそのことによって「事の実際を明らかにすること (cf. Rh.1355a32)」なのである。これは要するに、自分の思考のうちで相反する見解に関して説得を試みることによって、それぞれの説得がどのようなものでありうるかを意識化するということである。では、これが何故信に至るための方法なのであろうか。この疑問を解く手がかりは「一般的に言ってどんな場合でもいっそう真に近いことやよりよい事柄のほうが本性上、推論するのもやりやすいし、説得力にも優れている (Rh.1355a37-38)」という言葉である。ここで言われていることは、説得がより容易であるような見解はより一層真理に近いものとみなしてさしつかえない、という形に置換可能である。この点を念頭におけば、何故相反する立場に立って説得を試み事の真相を明らかにすることが弁論家自身を信に導く方法であるのか、がわかるだろう。例えばある弁論家が「xをなすべきである」「xをなすべきではない」という二つの相反する見解の両方に立って、それぞれの見解に関してどのような説得が可能であるかを考えるとしよう。それらの見解の間でおのずと説得の容易さの点において差が生じるはずである。例えば「xをなすべきである」という見解はすんなりと無理なく正当化でき、「xをなすべきではない」という見解の方は相当無理な論証を行わない限り正当化できないかもしれない。そしてその時、弁論家は、無理なく説得できる前者の方を一層真理に近いものであると信じることになる。ARのこのような働きは、弁論家の心のうちにある様々な見解のうちから最も真理に近いものを判定する働きに他ならない。

またARによるこのような判定作用は一人の弁論家の心のうちにある諸見解の間で働くのみならず、同一の問題について意見を異にする弁論家Aの見解と弁論家Bの見解との間にも働くと考えられる。例えば「xをなすべきである」という弁論家Aと「xをなすべきではない」という弁論家Bのいずれの見解がより一層真理に近いのか、ということが彼等の議論の説得力の差に基づいて判定されるわけである。このように考えると、ARは前述の3つの公的な「場」が真理の判定機構として働くことを可能にする働きでもあることになる。公的な「場」における各々の弁論家がARの方

法に則って説得する限り、最も真理に近い見解が説得力の差によって露になるはずだからである¹²⁾。

ここで話しをプラトンの倫理的批判に戻そう。ARは弁論家自身が信へと至るための方法でもあるということは、もはや明らかとなった。それゆえ、ARにおいては「弁論家は常に自らPを信じた上でPを聴衆に信じさせる」というテーゼが成立することになり、その際の弁論家の行為は迎合的なものではありえないことになる。従って、ARに基づいて説得がなされる限り、前述のような二つの事態は生じないことになり、ARはプラトンによる倫理的批判を免れていると言わねばならない。実際、この場合、弁論家は自分自身が本当に善いと信じていることをなすように聴衆に勧めることになる。この場合に弁論家が聴衆に不正を与えているとは言えない。また、そうである以上、弁論家が自分自身に不正を与えていることにもならないはずである。

5 アリストテレス『弁論術』の独自性

周知のようにプラトンは、Gorg.において弁論術に対して徹底的な批判を加えつつも、Phaedr.においては自ら一種の弁論術擁護論を展開してい

12) もっとも、ある弁論家が公的な「場」で大勢の聴衆を説得することができたからと言って、彼の見解が最も真理に近い見解であるということには必ずしもならない。如何に真理が本性的に説得力を有するものであれ、中傷、感情操作、詭弁、等によって真理ならざるものが勝利を占めることもありうるからである。真理がそれ本来の説得力を発揮するのは弁論家が正しい方法に即して説得する場合のみであると考えべきである。しかし現実はそのような理想的状況とは程遠い。しばしば虚偽の説得が勝利を占めるのが現実である。彼がARの働きを「説得を成し遂げること」ではなく「それぞれの問題に関して適切な説得の根拠を発見すること」であると規定せざるを得なかったこと背景にはそのような事情があったと推測される (cf. Rh.1355b10-14)。もっとも彼はそのような現実直面してARを実効力のないものとみなすことに甘んじていたわけではない。彼は「悪しき弁論によって判定が適正を欠いた形で下される場合には、必然的に真実と正しさがその反対によって打ち負かされていることになるが、これは実に非難さるべきこと (Rh.1355a21-23)」と語る。また、彼が「事柄そのものによる信」以外に「人柄による信」「感情による信」というものをARの内に導入していることも (cf. Rh.1356a1-20)、そのような悪しき弁論に対する対抗手段として理解すべきものであろう。ARにおいて「人柄」「感情」を利用しての説得が承認されているという事実は、しばしばそれがARの理論的矛盾を露呈するものであるとみなされ、多くの議論の的となってきた。しかし、そのような説得方法をあくまで悪しき弁論に対する対抗手段という形で限定的に理解するならば、そこに理論的矛盾を想定する必要はないのではなからうか。

る。このこと自体には何の矛盾もありえない。Gorg.での批判が通俗的弁論術の技術性を否定するものであるのに対して、Phaedr.での擁護は逆に弁論術が技術でありうるための幾つかの条件を提示するものだと理解できるからである。

Phaedr.において呈示される弁論術が技術であるための必要条件はさしあたり次の三つにまとめることができる。

PR1：話そうとしている事柄についての真理を知る。

(cf. Phaedr.259e-262c, 273d, 277b-c)

PR2：論議の対象となる事柄の一つ一つを単一の定義にまとめ、他方でそれを様々な種類に分割することによって、その事柄の本質を明確にする。(cf. Phaedr.265c-266b, 273e, 277b)

PR3：言論によって働きかける対象である人間の魂の本性を研究し、どのような種類の魂がどのような話し方によって説得されやすいのかを調べる。(cf. Phaedr.270b-272c, 273e, 277b-c)

ところで、これら三つの条件を列挙してはみたものの、これらを満たすPRを性格づける際には少々問題が生じる。

というのはここでPR1の項目として掲げた「真理を知ること」が弁論術との関係で果たす役割が対話の進行に応じて微妙に変化してゆくからである。「真理を知ること」の必要性に最初に言及される箇所 (cf. Phaedr.260d) では、PR1はPRの倫理性が保証されるための必要条件として登場しているように思える。つまりPRの倫理性が保証されるためには弁論家は常に真理を知った上で弁論術を行使しなければならないということである。ところが、そのすぐ後の箇所 (cf. Phaedr.260e-262c) では、その同じPR1が、PRが方法に基づいた技術であるための必要条件として語られている。PRが「真理と似たもの」に関わる技術である以上、彼は何がどの点で真理に似ているのかを判定することができねばならないはずであり、それゆえ彼は真理そのものを知らねばならない、というわけである。もっとも「真理を知ること」と弁論術との関係をこの二つの局面に限定して考えるならばPRを特徴づけることはそう困難ではない。その場合にはPRを一種の真理伝達の道具であると考えればよいだろう。そして真理伝達の道具としてPRの倫理性を保証し、真理に似たものと似ていないものとを正しく判別

することを可能にする条件として「真理を知ること」を理解すればよいわけである。このような解釈をさしあたりPRの道具的解釈と名付けよう。

さて、問題はこれからである。PRについての考察を締めくくるに当たってソクラテスがテイシアスに語りかけるという想定で語られた言葉 (cf. Phaedr.273c-274a) に注目したい。そこでソクラテスは、PR2, PR3という条件に言及し、これらの条件を満たすには大変な努力を要すると言う。そしてそのような努力を払う目的を「人間相手の話や行為」におくべきではなく「神々の御心にかなうことを語り、神々の御心にかなう仕方で振舞いうるようになることにおかねばならない」と語る。「人間相手の話や行為」に対比されている「神々の御心にかなうこと語る」ことというのは、公共の場での演説に対比される言論としての哲学の営みに他ならない。そうだとすると、PR2, PR3に条件づけられる弁論術は、実は哲学の営みそのものであることになる。哲学の営みの目的は言うまでもなく真理を明らかにすることである。するとどうだろう。ここに至って「真理を知ること」は単にPRを倫理的方法的に支えている条件であるだけでなく、それはPRという営みの目的そのものであることになってしまうのである。このようにPRを哲学と同一視し、その目的を「真理を知ること」と捉える解釈をPRの哲学的解釈と呼ぶことにしよう。

PRについての二通りの解釈の可能性のうちどちらが正しいのか、この点についての即断を下すことは差し控える。これは寧ろPhaedr.解釈の主題だからである。幸い本稿においてはこの問題に解答を与える必要はない。何故なら、PRに対していずれの解釈を取ろうとも、それに対するARの独自性は明らかだからである。ここではそれぞれの仕方で解釈されたPRに対するARの根本的差異を示すにとどめたい。

PRが道具的に解釈されるべきものであるとしたら、PRとARとの差異は明らかである。ARは真理伝達の道具ではないからである。第一にそれは真理を伝達するものではなく、せいぜい弁論家が「信じていること」を伝達するものである。ところで既に述べたように正しい方法で信じられるにいたったことは真理ではないにしても真理に近いものである。それならばARは「真理に近いもの」の伝達の道具ではないか、と言われるかもしれない。もしそう考えればPRとARの性格の差は、それらが共に伝達の道

具であるという意味で、大したものではないことになる。しかしそうではない。ARの本質はそれがある意味で伝達の道具でもあるという点にはないからである。本稿4節において述べたように、ARの本質は何よりもまず弁論家自身を根拠のある信に導き、最も真理に近い見解が何であるかを判定するというところにある。既に述べたように、この判定の働きは弁論家個人の思考の内では生じるだけでなく、複数の弁論家の見解が競合する公的「場」においても生じることになる¹³⁾。それが個人の思考の内部で働く場合、それを一種の実践的思考のルールと呼ぶことができる。他方、それが公的「場」というある種の弁論試合の場で働く場合には、それを語りのルールとも呼びうるだろう。重要なのは、ARの本質が一種のルールであり、そのルールにさえ従っていれば、諸々の見解の中で最も真理に近い見解が勝ち残ることになるようなものであるということである。ARの本質はそのようなルールであることにあり、他方、伝達という働きはARにとってはどちらかと言えば二次的なものであるに過ぎないのである。

ではPRが哲学そのものとして解釈されるべきであるとしたらどうなるだろうか。もしPRが哲学の営みそのものであるとしたらそれは真理の伝達の道具であるとはいえない。その場合には、PRはどちらかと言えば上述のような真理の判定を可能にするもの、思考のルール、語りのルールと呼ぶべきものに近いのかもしれない。しかしもしそうだとするとPRとARとの間には根本的な差がある。PRが「人間相手の話や行為」のためにではなく寧ろ「神の御心にかなうことを語る」ために用いるべく期待されている言論であるのに対して、ARは「人間相手の話や行為」のため以外には用いられない言論だからである。ARは3種の公的「場」において限定的に使用される言論だからである。公的「場」という限定された条件下で正しく語るための方法としてのARは明らかにアリストテレス独自の思索の結果であると言わねばならない。

13) 事柄Xに関して弁論家Aが最も真理に近いと判定した見解Aと弁論家Bがそのように判定した見解Bとはおのずと異なるはずである。これら競合する見解A、Bのうちどちらがより真理に近いのかは聴衆によって判定され、さしあたり、競争に勝った見解が最も真理に近いものとみなされることになる。この真理の判定こそ3つの公的「場」の本質に他ならない。このように考えるとARは、公的「場」が最も健全に働くことを可能にする条件として理解する必要がある。

もっとも、ARがある意味でPRの影響下にあるとみなすことは否定できない。ARが弁論術による説得の方法を弁証術との類比によって確立していること、ARが感情、性格の研究を説得の方法として導入していること、これらの点に関してARがPRの影響を受けていることは否定し難い。しかしARをPRの後継者であると語って済ますことには抵抗を感じる。もし『形而上学』『ニコマコス倫理学』といったアリストテレスの主要著作を彼独自の思索の結果であるとみなすことが正当であるならば、それらと同程度にRh.もまた彼独自の思索の所産であると言わねばならない。

結

本稿はその副題が示す通り、アリストテレス『弁論術』研究の序説である。『弁論術』を哲学倫理的に解釈する際の一つの方向を呈示しようとした結果、テキストに密着した綿密な検討をなおざりにしてしまったことは否定できない。とはいえ、甚だ不完全な仕方ではあるが、『弁論術』を公的「場」における語りのルールとして特徴づけることで、アリストテレスが彼独自の仕方で弁論術に与えているある種の倫理性を明るみに出すことができたのではないかと思う。この考察を緻密なテキスト解釈によって裏付けることが筆者にとっての当面の課題である。

*本文中に引用したテキストの邦訳は、原則として『プラトン全集』（岩波書店）、『弁論術』（岩波文庫）を使用した。

参考文献一覧

- 浅野檜英『論証のレトリック』（講談社現代新書，1996）
- Markus Wörner, "Das Ethische in der Rhetorik des Aristoteles" Verlag Karl Alber Freiburg/München, 1990
- Eugen Garver, "Aristotle's Rhetoric, an art of Charakter" the University of Chicago Press, Chicago and London, 1994
- Furley, D.J. and Nehamas A., "Aristotle's Rhetoric, philosophical essays" Princeton University Press, 1944
- Rorty, A.O., "Essays on Aristotle's Rhetoric" University of California Press, 1996
- Ross, W.D., "Aristotle, 4ed.", Methuen & Co.ltd. London, 1945
- Jaeger, W., "Paideia, volume iii" translated from the German by Hight, G., Oxford University Press, 1986
- Burnet, J., "Platonis Opera tomus i", Oxford, 1900
- Burnet, J., "Platonis Opera tomus ii", Oxford, 1901
- Bywater, I., "Aristotelis Ethica Nichomachea", Oxford, 1894
- Dufour, M., "Aristote Rhétorique tome premier (livre i)" les belles lettres, 1967